

3 遺産相続とエンディングノート

(1) 遺言書と法定相続

どんなに健康な人でも、いつかは人生にピリオドを打つ日がやってきます。その時の遺産相続の問題は、お金持ちだけに限ったものではありません。相続税がかからない場合でも、残された自宅や土地などをめぐって遺族の間で「相続争い」が起こることもあります。

相続については、貴重な財産を配偶者や子供にスムーズに受け継ぐため、あらかじめ家族や親族と話し合っておくことが大切です。

また、皆さんが元気なうちに、民法上の「遺言書」を作成しておくことも一案です。相続させる、遺贈するなどの法定の遺言事項については、民法で定められた方式に従って遺言書を作成する必要がありますが、法的効力があり、また、いつでも撤回できます。特に独身などで法定相続人がいない場合は、死後に利害関係人等の申し立てにより、家庭裁判所が相続財産清算人を選任し、相続債権者への弁済等の手続が行われます。清算後の財産は国庫に帰属することになるため、財産を受け継がせたい相手がいる場合には、「遺言書」を作成しておくといよいでしょう。

【遺言書の種類】

遺言方式	作成のポイント	注意点・特徴
自筆証書遺言（民法第968条）	- 遺言者が、全文を自書（パソコンでの作成、代筆は不可）、日付及び氏名を自署・押印し、自分で保管（法務大臣の指定する法務局への保管申請も可能（自筆証書遺言書保管制度）） - 遺言書に添付する財産目録については、パソコンでの作成や通帳のコピー・登記事項証明書等の添付が可能（ただし、それぞれに遺言者の署名と押印が必要）	- いつでもどこでも作成でき、内容を誰にも知られない - 形式等の不備で無効になることも - 亡くなった後の家庭裁判所の検認が必要 ※ 自筆証書遺言書保管制度では遺言書の保管申請時に民法の定める自筆証書遺言の形式に適合するかについて、遺言書保管官の外形的なチェックが受けられ、亡くなった後の家庭裁判所の検認が不要となるなどの特徴があります。
公正証書遺言（民法第969条）	- 遺言者が公証人の面前で遺言内容を口授し、公証人がその内容を記録して作成（証人2人以上が必要） - 遺言者の死亡後50年間など長期間にわたり、公証役場で保管 - 印鑑及び身元確認のための資料が必要	- 秘密裏に作成することはできないが、内容が漏れる心配はない - 公証人が作成するため、無効となるリスクが少ない - 亡くなった後の家庭裁判所の検認は不要

秘密証書遺言（民法第970条）	1 遺言者が作成し、署名・押印した上で封筒に入れて封印し、公証人からその存在の証明を受け（証人2人以上が必要）、自分が保管 2 パソコンでの作成や代筆も可	1 内容の秘密を保持できる 2 形式等の不備で無効になることも 3 亡くなった後の家庭裁判所の検認が必要
-----------------	--	--

（注1） 実際に遺言書を作成する際は、公証人や弁護士などの専門家に相談して作成することをお勧めします。

（注2） 「自筆証書遺言書保管制度」について詳しくお知りになりたい方は、法務省ホームページをご覧ください。（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html）

（注3） 「民法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第45号）により、以下の改正がされました。（法務省ホームページ：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00410.html）

- ・ 自筆証書遺言、公正証書遺言及び秘密証書遺言に加え、「保管証書遺言」として、遺言の内容が記録されたデータ等の保管を法務局に申請し、遺言者が遺言の前文を口述するなどして、法務局が遺言を保管する方式が創設されます（令和11（2029）年6月までに施行予定）。
- ・ 自筆証書遺言、秘密証書遺言等における押印が任意化されます（令和9（2027）年6月までに施行予定）。

なお、いわゆる「遺書」は、自分の気持ちなどを伝える私的な文書であり、「遺言書」のような法的効力はありません。

また、「遺言書」がなく、相続人による遺産分割協議で合意に達しない場合には、家庭裁判所の調停・審判により、法定相続人に対して法定相続割合を基準とした遺産分割・相続が行われることとなります。

【法定相続人の範囲と順位】

順 位	法定相続人
—	配偶者
1	子〔子が既に死亡の場合、直系卑属（孫など）〕
2	直系尊属（父母や祖父母など（死亡した人より近い世代を優先））
3	兄弟姉妹（兄弟姉妹が既に死亡の場合、その人の子供（甥・姪））

- （注）
- ・ 死亡した人の配偶者は、常に相続人となります。
 - ・ 下位の人、上位の人がいない場合に初めて相続人になります。
 - ・ 相続を放棄した人は、初めから相続人でなかったものとされます。また、内縁関係の人は相続人に含まれません。

【被相続人との関係による法定相続分の例】

相 続 人	法定相続分（注）
配偶者のみ又は子のみ	全部
配偶者と子1人	配偶者1/2、子1/2
配偶者と子2人	配偶者1/2、子1/4、子1/4

配偶者と両親	配偶者 2 / 3、父 1 / 6、母 1 / 6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3 / 4、兄弟姉妹の人数で 1 / 4 を等分
子 2 人	子 1 / 2、子 1 / 2（子の人数で等分）
両親のみ	父 1 / 2、母 1 / 2
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹の人数で等分

（注） 法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかった場合の遺産の取り分を定めたものであり、必ずしもこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

（2）エンディングノートの作成

皆さんは「終活」という言葉を耳にしたことがあるかと思います。もともとの意味としては「人生の終わりのための活動」といった趣旨になるかと思いますが、葬儀を含めた身支度という狭い意味に限らず、近年ではより積極的に「人生の終わりを見つめた準備を通して、これからの人生をより一層充実させるための活動」という意味で使われることが多くなっています。

この「終活」の具体的な方法の一つとして、「エンディングノート（終活ノート）」を作成し、その所在を家族と共有しておくという方法があります。ただし、遺言書とは異なり法的効力はありません。

内容としては、

- ・ 遺言書の有無
- ・ 資産の状況（預貯金、年金、不動産、株式・投資信託など）
- ・ 生命保険の加入状況
- ・ パソコンなどの起動時のパスワード
- ・ 負債の状況（借入金・ローン）
- ・ クレジットカード情報
- ・ 親戚・知人・友人一覧（弔辞の連絡先）
- ・ 介護の方法
- ・ 病名の告知や延命措置に関する希望の有無
- ・ 葬儀や埋葬先の希望

などを記載しておくことで、単なる自分自身の覚え書きにとどまらず、今後自分が取り組むべきことの整理にもなります。また、万一の際、残された家族が様々な手続きや判断に困らないというメリットもあります。なお、パスワードや金融情報などの記載に当たっては、保管方法や取扱いに十分注意する必要があります。

特に、生前に葬儀の予約をする場合や、お墓を建てる場合などには、家族や親類にあらかじめ内容を伝えておくことも必要です。

なお、スウェーデンでは終いじたく（Death Cleaning）」と呼ばれる「人生のゴールが見えてきたときに始めるお片づけ」という考え方があります。これは、身の回りを掃除し、整理して、暮らし中のごちゃごちゃをなくすことで、これからの生活を楽しみ、その秩序を保っていくというものです（マルガレータ・マグヌセン著『人生は手放した数だけ豊かになる』）。自分自身の「終活」を考える上で、参考となる視点と言えるでしょう。

（参考）

- ・配偶者居住権（令和2（2020）年4月1日施行）

配偶者居住権は、配偶者が相続開始時に被相続人の所有する建物に住んでいた場合に、終身又は一定期間、その建物が無償で使用できる権利です。

これは、建物に関する権利を「負担付きの所有権」と「配偶者居住権」に区分し、遺産分割の際などに、配偶者が「配偶者居住権」を取得し、配偶者以外の相続人が「負担付きの所有権」を取得することができるようにした制度です。上記のとおり、配偶者居住権は、自宅に住み続けることを可能にする権利ですが、完全な所有権とは異なり、第三者への売却や自由な賃貸ができないことから、その評価額を低く抑えることができます。このため、配偶者はこれまで住んでいた自宅に引き続き住みながら、預貯金などその他の財産をより多く取得できるようになり、結果として配偶者のその後の生活の安定を図ることができます。

（法務省ホームページ：http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00028.html）

- ・遺産分割前の相続預金の払戻制度（令和元（2019）年7月1日施行）

相続預金は、遺産分割までの間は、共同相続人全員の同意を得た上で行使しなければならないのが原則ですが、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済などで資金が必要になる場合も生じ得ます。そこで、このような相続人の資金需要に対応できるよう、遺産分割前であっても預貯金債権のうち一定の計算式によって算出される額については、家庭裁判所の判断を経ることなく金融機関で払戻しができる制度が設けられました。

※ 一金融機関当たりの払戻限度額（上限150万円）

相続開始時の預金額×1／3×請求者の法定相続分）

（法務省ホームページ：<https://www.moj.go.jp/content/001278308.pdf>）

【相続税について】

○ 相続税とは

個人が被相続人（亡くなられた人）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に相続税の申告書を提出しなければなりません。

○ 相続税の申告が必要な人とは

「財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額」（「相続税が課される財産の価額の合計額」から「相続財産の価額から控除できる債務と葬式費用」を差し引いた額）が「遺産に係る基礎控除額」を超える場合、相続税の申告が必要となります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

詳しくは「相続税のあらまし」（国税庁ホームページ）をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sozoku-tokushu/souzoku-aramashi.htm>)

* そのほか、「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」など相続税に関する情報については、国税庁ホームページに掲載されています。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/sozoku/sozoku.htm>)